

平成 19 年 6 月 22 日
中国四国産業保安監督部四国支部

定期点検業務不履行に関する報告指示について

中国四国産業保安監督部四国支部は、本日、財団法人四国電気保安協会（高松市福岡町、以下「協会」という。）において、自家用電気工作物の定期点検業務の不履行が認められたため、協会に対し、厳重に注意するとともに、今後このような事態が生じないように、再発防止対策を作成して報告を行うよう、指示しました。

（経緯）

- （1）平成19年5月17日、当支部は、協会から定期点検業務に不履行があった旨の報告を受けました。
- （2）協会は内部調査を行い、6名の保安業務従事者が担当する375事業場のうち、44事業場において、平成18年4月から平成19年4月までの間、業務不履行が判明しました。
また、当支部が平成19年5月25日、6月12日、6月18～19日に実施した立入調査により、協会の内部調査結果と相違ないことを確認するとともに、内部調査期間外についても追加的に調査したところ、新たに4事業場において、平成16年8月から平成18年3月までの間、業務不履行の事実を確認しました。
- （3）当該従事者を除く他の従事者については、不履行は認められておりません。
- （4）本日、当支部は協会に対して、再発防止対策の報告を行うよう指示しました。

（本発表資料のお問い合わせ先等）

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者：近藤課長、本田補佐

電 話：087-811-8584

U R L：http://www.nisa.meti.go.jp/safety-shikoku/

平成 19・06・20 産保四第 5 号

平成 19 年 6 月 22 日

財団法人四国電気保安協会
理事長 原田 律夫 殿

中国四国産業保安監督部四国支部長
折田 憲一

定期点検業務不履行に係る再発防止について

貴協会が委託契約により行っている自家用電気工作物の保安管理業務の一部において、不履行が発生したことは、電気事業法施行規則第 53 条第 3 項に定める職務の誠実な実行の義務に抵触するものであり、誠に遺憾であります。

ここに、厳重に注意するとともに、今後このような事態が生じないよう、再発防止に万全を期すための方策を作成し、平成 19 年 7 月 13 日までに報告することを指示します。

(電力安全課主管)